国保コーナー

令和６年度国民健康保険の税率・額は据え置き

令和５年度と同率・同額 になりました。

令和3年度から本町独自の施策として実施してきた保険税減額は令和5年度をもって終了しました。

		※1 所得割	※2 均等割	※3 平等割
医療給付費分	税率・額	7.31％	28,300円	20,400円
後期高齢者支援金分	税率・額	2.44％	9,000円	6,730円
介護納付金分	税率・額	1.95％	8,500円	4,600円

※1【所得割】世帯のうち国保の被保険者に係る前年所得に応じた計算
※2【均等割】世帯のうち国保の被保険者数に応じた計算
※3【平等割】全世帯に平等に課税

保険税の本算定について

本年度の年税額については、7月から翌年3月までの9回で納付いただきます。
なお、保険税の最高限度額は「後期高齢者支援金分」が24万円に変更となりました。
※ 特別徴収（年金からの天引き）の方については、これまでどおりです。

税額の軽減制度等

①低所得者に対する軽減
国保の被保険者（被保険者でない世帯主を含む）に係る前年総所得額が一定の額を下回る場合均等割と平等割を7割、5割、2割の軽減割合に応じて減額します。

②非自発的失業者に対する軽減
解雇や雇い止めなど、自己都合でない理由で退職した場合には、離職の翌日から翌年度末までに限り前年の給与所得を100分の30に軽減して税額を算出する制度があります。（申告が必要です。）

③一部負担金の減免制度について
災害や火災等特別の事由により生活が著しく困難となった方に対し、病院で診察を受ける際に支払う一部負担金を減免する制度があります。（※ただし、国保税の未納がない方に限ります。）

④子どもに係る国民健康保険税均等割の軽減
子育て世代の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取り組みとして、国保制度において、未就学児（0歳～6歳）の均等割保険税を5割軽減します。

※子どもの均等割「5割軽減」　実際にはどうなる？
均等割保険税（年額を100%とした場合）の50%(5割)を減額し、残りの50%(5割)分をお支払いいただくことです。なお、上の①に該当される場合は、例えば「7割軽減(70%減額)」該当の場合　①の均等割軽減後の3割(30%)支払部分から さらに5割(50%)軽減になるため、実質8.5割(85%)軽減となり、1.5割(15%)をお支払いいただくことになります。

お問い合わせ
◆資格について…健康福祉課　電話:54-2511　有線:31-5000(内線5120)
◆税について……税務課　電話:52-2671　有線:20-4000(内線4101)

後期高齢者医療保険についてのお知らせ

【標準負担額減額認定証・限度額適用認定証を更新します】
●現在お使いの限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証（白色）の**有効期限は令和6年7月31日まで**です。新しい認定証は、7月中に郵便でお届けします。
ただし、住所変更や所得区分の変更等の理由により、届かない方もあります。
●入院等のため必要になったときは、役場（仁多庁舎 または 横田庁舎）で申請してください。
※受診の際に「マイナ保険証」を利用すれば、認定証の申請・提示は必要ありません。

【制度を音声でご案内するCDを配布しています】
●後期高齢者医療制度について、希望された方に音声版の「後期高齢者医療制度のしおり」のCDを配布または貸出しをしています。

お問い合わせ
◆島根県後期高齢者医療広域連合　電話:0852-20-7526
◆健康福祉課　保険係　電話:54-2511 有線:31-5000(内線5121)

介護保険サービスの利用者負担額が軽減される制度があります

仁多福祉会、よこた福祉会等が提供する介護保険サービスをご利用の方のうち、次の要件を全て満たす方は、利用者負担額の25%（老齢福祉年金受給者は50%）が軽減されますので、適用を受けたい方は必ず申請してください。

◆軽減を受けるための要件　市町村民税非課税世帯のうち、次の要件を全て満たす方
① 年間収入が150万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに50万円加算）
② 預貯金等の額が350万円以下であること（世帯員が1人増えるごとに100万円加算）
③ 日常生活に供する資産（居住家屋等）以外に保有資産がないこと
④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
⑤ 介護保険料を滞納していないこと

◆申請場所　健康福祉課（役場仁多庁舎）　又は　税務課（役場横田庁舎）
◆申請期間　随時受付（ただし、申請した月の初日から適用となります）
◆申請に必要なもの
①介護保険被保険者証
②預金通帳・有価証券（世帯員名義のもの全て）
③年金額（年額）のわかるもの
④加入医療保険の被保険者証

◆軽減の対象となるサービスの種類と費用

介護保険サービスの種類	軽減される費用
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	介護サービス費、食費、居住費
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護サービス費、食費、滞在費
通所介護（デイサービス）	介護サービス費、食費
訪問介護（ホームヘルプ）	介護サービス費

お問い合わせ
◆健康福祉課　保険係　電話:54-2511　有線:31-5000(内線5120)